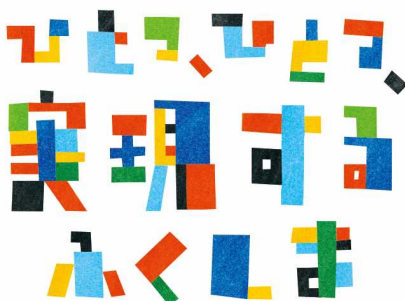


令和6年度

組織改正の概要

令和6年3月22日
福島県総務部行政経営課



令和6年度組織改正について

I 基本的な考え方

総合計画に掲げた将来の姿の実現に向け、一つ一つの施策を着実に前進させ、本県の復興と地方創生を更に加速させていくため、次のとおり組織改正等を行う。

II 組織改正等の内容

1 総合計画の実現に向けた執行体制の強化

人口減少対策や福島イノベーション・コースト構想の推進に加え、地域公共交通の確保や観光交流の推進、さらには、東京2025デフリンピックやゴッホ展の開催準備など、様々な行政需要に対応するため、関係課の執行体制を強化する。

2 その他の組織改正等

- (1) 相双農林事務所森林林業部用地課を廃止する。
- (2) 県中建設事務所のダム建設課を廃止し、石川土木事務所に「ダム課」を新設する。
- (3) 不登校児童生徒への支援強化のため、教育センターに義務教育課の駐在員を配置する。
- (4) 県立安積中学校の開校準備のため、安積高等学校に県立高校改革室の駐在員を配置する。